

連結財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。なお、一般会計等財務書類及び一部の連結対象会計（団体）の開始時においては、昭和 59 年度以前に取得したものは、再調達原価としており道路、河川及び水路の敷地において取得原価が不明なものは、備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～ 50 年

工作物 10 年～ 60 年

船舶 5 年～ 8 年

物品 5 年～ 7 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

短期貸付金、長期貸付金、未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）及び連結の方法等は以下のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計等	全部連結	—
国民健康保険会計	地方公営事業会計	全部連結	—
農業集落排水事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
漁業集落排水事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—

公共下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
簡易水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
国民宿舎事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
岩手県市町村事務組合（一般会 計）	一部事務組合・広域連 合	比例連結	0.50%
岩手県市町村事務組合（交通災 害共済事業特別会計）	一部事務組合・広域連 合	比例連結	0.98%
久慈広域連合	一部事務組合・広域連 合	比例連結	9.02%
岩手県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連 合	比例連結	0.34%
株式会社のだむら	第三セクター等	全部連結	50.8%

なお、一部事務組合・広域連合については、経費負担割合に応じて比例連結しています。

また、第三セクター等については、出資割合が25%以上の場合に連結対象とし、出資割合が50%超または出資割合50%以下で業務運営に実質的に主導的な立場を確保している場合に全部連結しています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。